

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、令和5年度滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が実施する令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金（以下「財団補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。

2 財団補助金の交付については、令和5年度滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(財団補助対象事業)

第2条 「財団補助対象事業」（以下、補助対象事業という。）とは、個人用既存住宅において、住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下、「対象設備」と総称する。）を設置する事業をいい、別紙1に定めるとおりとする。

2 「既存住宅」とは、対象設備を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとする。

(財団補助対象事業者)

第3条 「財団補助対象事業者」（以下、申請者という。）とは、補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居（賃貸住宅を除く。別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は原則可とする。）として自ら居住している者（建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者および第47条第1項に規定する管理組合法人を含む。)

(2) 滋賀県の県税に未納がない者

(3) 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金または淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていない者

(4) 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(交付の対象および補助額等)

第4条 補助対象事業に要する経費のうち、財団が認める経費（以下、財団補助対象経費という。）および財団補助金の額は、別紙1のとおりとする。

- 2 財団補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- 3 財団補助金は、1件の補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。
- 4 財団補助金は、1人の申請者に対し1回限り交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 財団補助金の交付は、財団補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請)

第6条 財団補助金の交付の申請をしようとする者は、令和6年2月16日までに別表1に掲げる添付書類を添えて、財団補助金交付申請書（様式第1号）を財団に提出しなければならない。（令和6年2月16日17時15分（財団終業時間）までに財団に到着したものに限り受け付ける。）

- 2 財団補助金の交付の申請をしようとする者は、事業が完了し、その日から60日を超えない日または令和6年2月16日までのいずれか早い日までに前項に基づき補助金交付申請書を財団に提出しなければならない。
- 3 財団補助金交付申請書の受付は、県補助金の範囲内において先着順に行うが、県補助金の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限る。）し、翌日以降の財団補助金交付申請書は返却する。

また、県補助金の範囲を超えた受付日に提出のあった財団補助金交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は財団補助金交付申請書を返却する。

(実績報告書)

第7条 実績報告書については、第9条第1項の交付決定があった場合、前条第1項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとする。

(交付請求書)

第8条 交付請求書については、第9条第1項の額の確定があった場合、第6条第1項に規定する交付申請書をもって提出があったものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 財団は、財団補助金交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、財団補助金を交付すべきと認めるときは、申請書の提出のあった日から30日以内に財団補助金の交付決定および額の確定（様式第2号）を行うものとする。

2 財団は、財団補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して財団補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（工事日および購入日）

第10条 対象設備の設置工事着工日およびHEMS（エネルギー管理システム）の購入日は、いずれも別紙1に定める日以後でなければならない。

2 対象設備の設置工事完了日およびHEMSの購入日は、いずれも令和6年1月31日以前でなければならない。

3 前2項の場合において、対象設備の設置工事完了日は工事完了証明書（様式第4号）の日付とし、およびHEMSの購入日は当該製品の領収書の発行日とする。ただし、太陽光発電システムを設置し電力会社と太陽光発電システムの電力受給を行う場合は、電力受給を開始した日を工事完了日とする。

（申請の取下げ）

第11条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面（様式第5号）を財団に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第12条 財団は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第3条（4）アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく財団の指示等に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 財団は、前条の規定により財団補助金の交付決定を取り消した場合において、既に財団補助金が交付されているときは、申請者に対し、財団補助金の返還を命ずるものとする。

（現地調査等）

第14条 財団は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

（手続代行者）

第15条 申請者は、第6条第1項の財団補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

2 申請者は、前項の委任を行う場合は、様式第1号において代行者に係る情報を記載しなければならない。

3 手続代行者は、この手続の代行を通じ申請者に関して得た情報を、個人情報保護に

関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

- 4 財団は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（取得財産等の処分の制限）

- 第 16 条 申請者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を財団補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 6 号）を財団に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 財団は、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要綱第 21 条第 2 項に基づき、知事の承認を受けるものとする。
- 3 財団は、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、申請者から財産処分承認申請書を受けた日から 60 日以内に、申請者に対して、通知するものとする。
- 4 財団は、前項の規定により承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を財団に納付させることができる。
- 5 財団は、前項の規定により申請者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

（データ等の提供）

- 第 17 条 財団は、第 1 条第 1 項の規定による目的に必要な範囲において、申請者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。
- 2 申請者は、財団が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（「しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント” 賛同書の提出）

- 第 18 条 申請者は、徹底した省エネを推進することとし、滋賀県が推進する 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする取組に賛同する場合には、財団補助金交付申請書に添えて「しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント” 賛同書（様式第 7 号）を提出することができる。
- 2 財団は、申請者から提出された「しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント” 賛同書を受領した場合には、滋賀県に提出するものとする。

（その他）

- 第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、財団が別に定める。

付 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は令和5年4月28日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

別表1 補助金交付申請書類（第6条関係）

財団補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は以下のとおりとする。

共通の書類

- ・提出書類チェックシート
- ・工事完了証明書（様式第4号）
- ・対象設備の領収書のコピー（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）
- ・対象設備の要件（別紙1）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー
- ・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの）
- ・対象設備設置後写真および家屋全体の写真
- ・「住民票の写し」（提出日から3ヶ月以内に発行された現住所のもので、個人番号が記載されていないもの） ※1
- ・県税の納税証明書（未納がないことの照明） ※2
- ・（任意）「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第7号）
- ・（集合住宅に対象設備を設置した場合）集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピー
- ・（別荘に対象設備を設置した場合）登記事項証明書（建物の全部事項証明書）建物の所有者が申請者もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要
- ・その他理事長が必要と認めるもの

【①重点対策加速化事業】

「共通の書類」は必ず添付することとし、太陽光発電を設置した場合は「太陽光発電にかかる添付書類」を、高効率給湯器を設置した場合は「高効率給湯器にかかる添付書類」を、断熱設備を設置した場合は「断熱設備にかかる添付書類」を、高効率空調設備を設置した場合は「高効率空調設備にかかる添付書類」についても添付すること。

太陽光発電にかかる添付書類

- ・太陽光発電の出力対比表のコピー
- ・太陽光発電設備調書（様式第8号）
- ・パワーコンディショナのカタログ等のコピー（品番、出力のわかるもの）
- ・（PPA・リースの場合）サービス・リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類

高効率給湯器にかかる添付書類

- ・交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか
- ・従来の給湯器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られることがわかる書類（様式第11号計算ファイル）

断熱設備にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事全体の費用および補助対象工事とその他の工事の区分がわかる書類（領収書、見積書、請負契約書等の写し） ・ 補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図、求積図、求積表、姿図の写し ・ 既存住宅の全景および補助対象工事を行う部位ごとの工事着手前の現況写真と工事着手後の完了写真 ・ 建物の所有者を確認するための建物登記事項証明書（原本）
高効率空調設備にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換前の空調機器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか（新規設置である場合を除く） ・ 従来の給湯器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られることがわかる書類(様式第12号計算ファイル)
【②基本対策推進事業】
<p>「共通の書類」は必ず添付することとし、太陽光発電を設置した場合は「太陽光発電にかかる添付書類」を、太陽光発電と連携している対象設備を設置した場合は、「太陽光発電と連携している対象設備を設置する場合にかかる添付書類」を、高効率給湯器を設置した場合は「高効率給湯器にかかる添付書類」を、窓断熱設備を設置した場合は「窓断熱設備にかかる添付書類」についても添付すること。</p>
太陽光発電にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー ・ 電力受給契約書のコピー ・ 太陽光発電の出力対比表のコピー ・ 太陽光発電設備調書（様式第8号） ・ パワーコンディショナのカatalog等のコピー（品番、出力のわかるもの） ・ びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届(様式第9号)もしくは入会していることがわかる書類のコピー(入会資格を満たさない場合を除く) <p>(太陽光発電だけを対象設備とする場合は、以下の書類についても添付すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HEMSの要件(別紙1)を満たしていることがわかる書類(catalog等)のコピー ・ HEMSの領収書のコピー(購入者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの) ・ HEMS設置後写真
太陽光発電と連携している対象設備を設置する場合にかかる添付書類
<p>(蓄電池・V2H設置者は必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配線図もしくはシステム構成図 ・ 既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真
高効率給湯器にかかる添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ (エネファーム設置者) びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届もしくは入会

	していることがわかる書類のコピー(入会資格を満たさない場合を除く) <ul style="list-style-type: none"> 交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか 	
	窓断熱設備にかかる添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> 窓断熱設備調書(様式第10号) 	

- ※1 法人格をもたない集合住宅管理組合が申請者である場合は、管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類(総会の議事録等)、法人格をもつ集合住宅管理組合が申請者である場合は、登記事項証明書にかえる。
- ※2 法人格をもたない集合住宅管理組合が申請者である場合は、収益事業から生じた所得がないことが明らかになる書類(決算書等)にかえる。

令和 5 年度滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金 交付対象となる事業

1 重点対策加速化事業

(1) 事業の要件

- ①補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ②エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③各種法令等に遵守した設備であること。
- ④整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑤ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑥対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑦基本対策推進事業との併用はできない。
- ⑧国や県内市町等の補助金において国庫を財源とするものとの併用はできない。
- ⑨対象設備の設置工事着工日は令和 5 年 4 月 28 日以後であること。

(2) 交付対象事業の内容

ア 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7 万円/kW（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 30 万円
交付要件	<ol style="list-style-type: none"> a 当該設備容量が 2kW 以上（増設の場合においては、増設分が 2kW 以上）のシステムであること。 b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 c 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 d 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。 f PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用

	<p>年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。</p> <p>i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p>
--	--

イ 高効率給湯器 (エネファーム)

交付率等	<p>1 / 2 (ただし、下記価格 (※) を上限とする)</p> <p>※ 一事業あたり 30 万円</p>
交付要件	<p>a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。</p> <p>b 一般社団法人燃料電池普及促進協会 (F C A) が登録した機器であること。</p>

ウ 高効率給湯器 (エネファーム以外)

交付率等	<p>1 / 2 (ただし、下記価格 (※) を上限とする)</p> <p>※ 一事業あたり 10 万円</p>
交付要件	<p>a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。</p> <p>b 電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等) の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が 2.7 以上であること (JIS 規格)。または、年間給湯効率が 3.1 以上であること (JRA 規格)。</p> <p>c 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) の場合、給湯部熱効率が 90%以上であること。</p> <p>d 潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール) の場合、連続給湯効率が 90%以上であること。</p> <p>e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が 90%以上であること。</p>

エ 蓄電池

<p>交付率等</p>	<p>蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 （ただし、下記価格（※1）の 1 / 3 を上限とする）とともに、下記価格（※2）を上限とする。） ※1 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） ※2 一事業あたり 30 万円</p>
<p>交付要件</p>	<p>a アで導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 h 以下のすべてを満たすこと。 (a) 蓄電池パッケージ ・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (b) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 ・初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工</p>

業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

・定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

・保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起を行うこと。

・廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

・アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(c) 蓄電池部安全基準

・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指

	<p>定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 <p>(d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 <p>(e) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 <p>(f) 保証期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

オ 断熱設備（壁・窓等断熱改修）

<p>交付率等</p>	<p>1 / 3</p> <p>・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）</p> <p>戸建住宅1戸あたり：上限120万円、集合住宅1戸ごと：上限15万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸あたり：上限5万円、集合住宅1戸ごとに：上限5万円）</p>
<p>交付要件</p>	<p>a 専用住宅であること。店舗、事務所等との兼用は不可とする。</p> <p>b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。</p> <p>c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。</p> <p>d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p> <p>g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。</p> <p>【戸建住宅・集合住宅（個別）：h～jの全てを満たすこと】</p> <p>h 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。</p> <p>i 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。</p> <p>j 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。</p> <p>【集合住宅（全体）：k～nの全てを満たすこと】</p> <p>k 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。</p> <p>l 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。</p> <p>m 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。</p> <p>n 本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。</p>

カ 高効率空調設備

交付率等	1 / 2 (ただし、下記価格 (※) を上限とする) ※ 一事業あたり 5 万円
交付要件	a ア～オいずれかの事業をあわせて行うこと。 b 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの。

キ 高機能換気設備

交付率等	1 / 2 (ただし、下記価格 (※) を上限とする) ※ 一事業あたり 5 万円
交付要件	a ア～オいずれかの事業をあわせて行うこと。 b 対象施設内に設置し、平时に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること (b) 必要換気量 (1 人あたり毎時 30 m ³ 以上※) を確保すること (c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m ³ を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 c 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。

ク 高効率照明機器

交付率等	1 / 2 (ただし、下記価格 (※) を上限とする) ※ 一事業あたり 1 万円
交付要件	a ア～オいずれかの事業をあわせて行うこと。 b 調光制御機能を有する LED に限る。 c 屋内に設置して使用するものであること。 d 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。

2 基本対策推進事業

(1) 事業の要件

- ① 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)とする。
- ② エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ④ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑤ 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。

- ⑥ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であること。
- ⑦ 重点対策推進事業との併用はできない。
- ⑧ 複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。
ただし、次のAの額の3分の1以内とする。
 $A = a - b$
a：間接補助対象経費
b：間接補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額
- ⑨ 対象設備の設置工事着工日およびHEMS（エネルギー管理システム）の購入日は令和5年4月1日以後であること。

(2) 交付対象事業の内容

① 住宅用太陽光発電システム

交付率等	定額、4万円
交付要件	<p>a 固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。</p> <p>b 設置と併せて、2万円以上のHEMS（※）を購入するもしくは他の対象設備を設置すること。 ※HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p>

② 高効率給湯器（エネファーム）

交付率等	定額、6万円
交付要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。 ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。</p>

	こと。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。 d 高効率給湯器（エネファーム）からの更新でないこと。
--	---

③ 高効率給湯器（エネファーム以外）

交付率等	定額、2万円
交付要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること（JIS規格）。または、年間給湯効率が3.1以上であること（JRA規格）。</p> <p>c 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>d 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が90%以上であること。</p> <p>e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>f 高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウイール）を含む）からの更新でないこと。</p>

④ 太陽熱利用システム

交付率等	定額、2万円
交付要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。</p>

⑤ 蓄電池

交付率等	定額、5万円
交付要件	<p>a 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。</p> <p>b JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。</p>

	<p>c 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。
--	---

⑥ V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）

交付率等	定額、4万円
交付要件	<p>a 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>b 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。

⑦ 窓断熱設備

交付率等	定額、2万円
交付要件	<p>a 窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。</p> <p>b 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。</p>

事務局整理番号：

※申請者は記入しないでください。

【① 重点対策加速化事業】

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒 ー

▲住民票と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申請者 氏 名

(管理組合名)

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第6条、第7条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付要綱第8条の規定に基づき交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

要件申請項目	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 (交付申請するには、全てに該当することが必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した建物は県内に所在する住宅で、住居として居住していません。<input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した住宅は、賃貸住宅ではありません。<input type="checkbox"/> 交付要綱別紙1の要件を満たす対象設備を、個人用既存住宅に設置しました。<input type="checkbox"/> 対象設備の設置は、令和5年4月28日以後に実施し、令和6年1月31日までに完了しました。<input type="checkbox"/> 対象設備を設置した施工者は県内事業者です。<input type="checkbox"/> 滋賀県の県税に未納はありません。<input type="checkbox"/> 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金または淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていません。<input type="checkbox"/> 交付要綱第3条(4)に規定する暴力団員ではありません。交付要綱第3条(4)アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、交付要綱第14条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。<input type="checkbox"/> 申請要件等の内容を確認し、令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入は一切ありません。
--------	--

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

<p>申請者の連絡先 (申請者管理組合の場合は、役職および代表者名) (電話番号は平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください)</p>	<p>(氏名)</p> <p>(TEL) (FAX)</p> <p>(E-mail)</p>
<p>手続代行者 (手続を代行している場合は記入してください)</p>	<p>住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先(TEL) (FAX) (E-mail)</p>
<p>設置場所</p>	<p>▼住民票と同じ表記にしてください。(別荘の場合は登記事項証明書と同じ表記にしてください)</p> <p>滋賀県</p> <p>該当する場合はチェック <input type="checkbox"/>別荘等(住民票の住所と違う住所に設置)</p> <p><input type="checkbox"/>店舗・事務所兼住宅(断熱設備は対象外)</p>
<p>対象設備</p>	<p>補助対象とした設備全てにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ア) 太陽光発電システム (公称最大出力 _____ kW ※小数第2位まで。)</p> <p><input type="checkbox"/> イ) 高効率給湯器(エネファーム)</p> <p><input type="checkbox"/> ウ) 高効率給湯器(エネファーム以外)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器</p> <p><input type="checkbox"/> エ) 家庭用蓄電池</p> <p style="padding-left: 20px;">※ アを合わせて実施することが必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> オ) 断熱設備 (<input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 窓・ガラス)</p> <p><input type="checkbox"/> カ) 高効率空調設備</p> <p style="padding-left: 20px;">※ ア～ウ、オのいずれかを合わせて実施することが必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> キ) 高機能換気設備</p> <p style="padding-left: 20px;">※ ア～ウ、オのいずれかを合わせて実施することが必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> ク) 高効率照明機器</p> <p style="padding-left: 20px;">※ ア～ウ、オのいずれかを合わせて実施することが必要です。</p>

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

対象設備 設置経費 (補助対象経費)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">対象設備の種類</td> <td style="width:50%; text-align: center;">設置経費</td> </tr> <tr> <td>① _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>② _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>③ _____</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計 _____ 円</td> </tr> </table> <p>※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※設備本体費用および設置工事費用の合計を記入してください。 ※消費税を除く。</p>	対象設備の種類	設置経費	① _____	_____ 円	② _____	_____ 円	③ _____	_____ 円	合計 _____ 円	
対象設備の種類	設置経費										
① _____	_____ 円										
② _____	_____ 円										
③ _____	_____ 円										
合計 _____ 円											
他の補助金で 交付された額	<input type="checkbox"/> 交付されていない場合はチェックしてください。 対象設備に関して他(国や市町など)から交付された総額。 (b) _____ 円 (補助金名: _____)										
交付申請額 交付請求額	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム 公称最大出力 (_____) kW × 7万円 = _____ 円 (上限 30万円) <input type="checkbox"/> エネファーム 補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (上限 30万円) <input type="checkbox"/> エネファーム以外の高効率給湯器 補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (上限 10万円) <input type="checkbox"/> 蓄電池 補助対象経費 _____ 円 (本体価格) × 1 / 3 = _____ 円 定格蓄電容量 (_____) kWh × 15.5万円 × 1 / 3 = _____ 円 (上限 30万円) <input type="checkbox"/> 断熱設備 補助対象経費 _____ 円 × 1 / 3 = _____ 円 ・ 上限 (ガラス・窓・断熱材: 戸建住宅1戸あたり 120万円、集合住宅1戸ごと 15万円) (玄関ドア : 戸建住宅1戸あたり 5万円、集合住宅1戸ごと 5万円) <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (上限 5万円) <input type="checkbox"/> 高機能換気設備 補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (上限 5万円) <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (上限 1万円) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">合 計 _____ 円</div> <p>※それぞれの設備の計算で1,000円未満は切り捨ててください。 ※太陽光発電システムの最大出力は小数点第2位まで記入してください。 (第3位を切り捨て) ※合計は交付申請額としてください。(対象設備において上限額を超える場合は上限額で計算してください。)</p>										

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載（通帳見開きページの下部に記載）	
	金融機関名	
	本支店名	
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	
	本人口座名義	(※カタカナで記入)
工事日	対象設備	対象設備の種類 工事着工日 工事完了日 ① _____ 令和____年__月__日 令和____年__月__日 ② _____ 令和____年__月__日 令和____年__月__日 ③ _____ 令和____年__月__日 令和____年__月__日 ※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。
		※対象設備の工事着工日はいずれも令和5年4月28日以後であること。 ※対象設備の工事完了日はいずれも令和6年1月31日以前であること。 ※申請は、事業を実施し支払完了後60日以内（もしくは令和6年2月16日のいずれか早い日）であること。
		対象設備設置工事 施工者 施工者住所 ① _____ ② _____ ③ _____ ※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※対象設備と同じ番号の欄に記入してください。

訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

※以下、申請する対象設備について記載してください。

太陽光発電システム	パワーコンディショナの 情報	メーカー 型式(品番) 固有番号 夜間待機電力(kW)	_____	_____	_____	_____	※わかる場合
	稼働開始日 (発電開始日)						※機器の運転を開始した日
	<input type="checkbox"/> 本事業によって得られる環境価値(CO ₂ 排出削減量)を他人に譲渡しない。 <input type="checkbox"/> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得していない。 <input type="checkbox"/> 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない。 <input type="checkbox"/> 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上としている。 <input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新でない。						
※PPAもしくはリース契約により設置される場合は、以下を記載してください。 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース契約 事業者名 事業者住所							
高効率給湯器	<input type="checkbox"/> エネファーム <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器						
	メーカー		型式(品番)				
	固有番号 (製品番号)		出力(kW)				
	発電効率(%)		熱回収効率(%)				
	使用燃料	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 電気					
	稼働開始日 (発電開始日)						※機器の運転を開始した日
	<input type="checkbox"/> 従来の給湯器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られる。						
蓄電池	メーカー		型式(品番)				
	固有番号 (製品番号)		容量(kWh)				

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

- 上記の住宅用太陽光発電システムの付帯設備である。
- 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備である。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でない。
- 同一の対象設備からの更新でない。

断熱設備（壁、窓等断熱改修）

総括表	工法	<input type="checkbox"/> 木造(軸組工法) <input type="checkbox"/> 木造(桝組壁工法) <input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造			
	延べ床面積		㎡(小数点第2位まで、3位切捨て)		
	床面積	1 F	㎡	2 F	㎡
		3 F	㎡	地下	㎡
	補助対象床面積合計		㎡(小数点第2位まで、3位切捨て)		
	改修率		㎡(小数点第1位を切捨て)		
エネルギー計算		<input type="checkbox"/> 早見表を使用する 部位数 _____ 部位 組合せ番号 _____		<input type="checkbox"/> 個別計算をする <small>※エネルギー計算結果早見表を使用しない(個別計算)場合は、財団に事前相談</small> <input type="checkbox"/> 基礎断熱あり ↑ 基礎断熱改修を行う場合は選択すること	

断熱材	部位	求積表番号	構成	種別	登録番号	メーカー名	製品名	グレード	熱伝導率(λ値)	厚み(mm)	熱抵抗値(R値)	合計熱抵抗値	施工面積(㎡)
天井			一層目										
			二層目										
			一層目										
			二層目										
外壁			一層目										
			二層目										
			一層目										
			二層目										

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

	床	一層目									
		二層目									
		一層目									
		二層目									
窓	平面 図番 号	改修工法	登録番号	メーカー名	製品名	グレ ード	窓サイズ (mm) 幅×高さ	面積 (㎡)	窓数	面積計 (㎡)	
ガラ ス	平面 図番 号	改修工法	登録番号	メーカー名	製品名	グレ ード	ガラスサイズ (mm) 幅×高さ	面積 (㎡)	枚数	面積計 (㎡)	
玄関 ドア	メーカー名	商品名	開閉タイプ	断熱仕様	本体型番	適合番 号					
<input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新でない。											

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

高効率空調設備	メーカー		型式(品番)	
	固有番号 (製品番号)		能力(kW)	
	消費電力(W)		設置数	
	<input type="checkbox"/> 対象施設内に設置する。 <input type="checkbox"/> 従来の空調設備等に対して 30%以上の省 CO ₂ 効果が得られる。			
高機能換気設備	メーカー		型式(品番)	
	固有番号 (製品番号)		能力(kW)	
	消費電力(W)		設置数	
	<input type="checkbox"/> 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) である <input type="checkbox"/> 必要換気量 (1人当たり毎時 30 m ³ 以上) を確保する <input type="checkbox"/> 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) である <input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新でない。			
高機能照明機器	メーカー		型式(品番)	
	消費電力(W)		設置数	
	<input type="checkbox"/> 調光制御機能を有する <input type="checkbox"/> 設置場所は屋内である <input type="checkbox"/> 同一の対象設備からの更新でない。			

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

事務局整理番号：

※申請者は記入しないでください。

【② 基本対策推進事業】

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所 〒 ー

▲住民票と同じ表記にしてください。

(フリガナ)

申請者 氏 名

(管理組合名)

令和 5 年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
交付申請書（兼 実績報告書、交付請求書）

令和 5 年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第 6 条、第 7 条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付要綱第 8 条の規定に基づき交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

要件申請項目	<p>※要件に該当するかチェックしてください。 (交付申請するには、全てに該当することが必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した建物は県内に所在する住宅で、住居として居住しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象事業を実施した住宅は、賃貸住宅ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱別表 1 の要件を満たす対象設備を、個人用既存住宅に設置しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象設備の設置は、令和 5 年 4 月 1 日以後に実施し、令和 6 年 1 月 31 日までに完了しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象設備を設置した施工者は県内事業者です。</p> <p><input type="checkbox"/> HEMS の購入店は県内販売店です。(非該当者はチェック不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 滋賀県の県税に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 24 年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金または淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていません。</p>
--------	---

訂正は、二重線見え消しでお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

	<p><input type="checkbox"/> 交付要綱第3条（4）に規定する暴力団員ではありません。交付要綱第3条（4）アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、交付要綱第14条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請要件等の内容を確認し、令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、当補助金交付申請書等の提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入は一切ありません。</p>
<p>申請者の連絡先 （申請者管理組合の場合は、役職および代表者名） （電話番号は平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください）</p>	<p>（氏名）</p> <p>（TEL） （FAX）</p> <p>（E-mail）</p>
<p>手続代行者 （手続を代行している場合は記入してください）</p>	<p>住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先（TEL） （FAX） （E-mail）</p>
<p>設置場所</p>	<p>▼住民票と同じ表記にしてください。（別荘の場合は登記事項証明書と同じ表記にしてください）</p> <p>滋賀県</p> <p>該当する場合はチェック <input type="checkbox"/> 別荘等（住民票の住所と違う住所に設置） <input type="checkbox"/> 店舗兼住宅</p>
<p>対象設備</p>	<p>補助対象とした設備全てにチェックしてください。</p> <p>（太陽光発電を補助対象としない場合は、既設の太陽光が設置されていること、もしくはチェックした製品（蓄電池・V2Hを除く）が停電時にも単独で設備の機能を利用できる製品である必要があります。）</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電システム（公称最大出力 kW ※小数第2位まで。）</p> <p><input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム）（エネファームからの買い替えでない）</p> <p><input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム以外）（高効率給湯器からの買い替えでない）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池</p> <p><input type="checkbox"/> V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）</p> <p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備（<input type="checkbox"/> ガラス交換 <input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 外窓交換）</p>
<p><input type="checkbox"/> 太陽光発電システム・V2Hを設置された方で次世代自動車の補助金を申請される方は、チェックしてください。（次世代自動車分は、別途申請手続きが必要です。）</p>	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

対象設備 設置経費 (補助対象経費)	対象設備の種類	設置経費	
	①	_____	_____ 円
	②	_____	_____ 円
	③	_____	_____ 円
	(a) 合計		_____ 円
<p>※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※設備本体費用および設置工事費用の合計を記入してください。 ※消費税を除く。</p>			
HEMS 購入費	(上記の「対象設備」欄で太陽光発電のみにチェックした場合、HEMSの購入が必要です。 ※2万円以上であること。 円 ※設置工事費、消費税除く。		
他の補助金で 交付された額	<input type="checkbox"/> 交付されていない場合はチェックしてください。 ※対象設備に関して他(国や市町など)から交付された総額。 (b) _____ 円		
※計算欄 必ず記載下さい。	$((a) - (b)) \div 3 = \text{_____} \text{円} \dots (A)$		
交付申請額 交付請求額	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム (40,000円) <input type="checkbox"/> エネファーム (60,000円) <input type="checkbox"/> エコキュート、エコジョーズ、エコフィール ハイブリッド給湯器等 (20,000円) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (20,000円) <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 (50,000円) <input type="checkbox"/> V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム) (40,000円) <input type="checkbox"/> 窓断熱設備 (20,000円)	計	_____ 円 … (B) ※交付対象設備にチェック ※合計金額を記載
	(A)、(B)、100,000円のうちいずれか低い額。 千円未満切り捨て。※必ず記載してください。		_____ 円 (C)
補助 金 の 振 込 先 口 座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)		
	金融機関名	_____	
	本支店名	_____	
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。	
	本人口座番号	_____	
	本人口座名義	(※カタカナで記入) _____	

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

工事日 及び 購入日	対象設備	対象設備の種類	工事着工日	工事完了日
		①	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		②	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		③	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。			
HEMS	購入日	令和 年 月 日 ※領収書の日付を記載		
※対象設備の工事着工日及びHEMSの購入日はいずれも令和5年4月1日以後であること。 ※対象設備の工事完了日及びHEMSの購入日はいずれも令和6年月1月31日以前であること。				
対象設備 設置工事	施工者	施工者住所		
	①	_____		
	②	_____		
③	_____			
※複数の対象設備を設置した場合はそれぞれについて記入してください。 ※対象設備と同じ番号の欄に記入してください。				
HEMS	購入店	購入店住所		

※対象設備設置施工者が県内事業者、HEMS購入店が県内販売店であること。				

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

太陽光発電システム、エネファームを導入する方のみ記載してください。

※「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」に関する事項

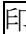
太陽光 発電シ ステム	パワーコンディ ショナの情報	メーカ 型式(品番) 固有番号 夜間待機電力(kW)	_____		_____		_____		_____		※わかる場合	
	太陽光パネルの 最大出力(kW)											
	HEMS最大出力 (kW) <small>※導入しない場合は不要</small>											
	稼働開始日 (発電開始日)											※機器の運転を開始した日
	売電開始日											※電力受給契約内容のお知らせの「受給開始日」
エネフ アーム	メーカー				型式(品番)							
	固有番号 (製品番号)				出力(kW)							
	発電効率(%)				熱回収効率 (%)							
	使用燃料	<input type="checkbox"/> 都市ガス			<input type="checkbox"/> LPガス			※どちらかにチェックして下さい				
	稼働開始日 (発電開始日)											※機器の運転を開始した日
	売電開始日 <small>※売電しない場合は不要</small>											
蓄電池 <small>※導入しない 場合は不要</small>	メーカー				型式(品番)							
	固有番号 (製品番号)				容量(kWh)							
	充電効率(%) <small>※わかる場合</small>				放電効率(%) <small>※わかる場合</small>							

訂正は、二重線見え消しをお願いします。(修正テープ等は使用しないでください。)

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長 

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金の交付決定および額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金については、令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

なお、交付金については、令和 年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記


交付決定額 円

額の確定額 円

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長 

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金については、令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第4号（第10条関係）

工事完了証明書（対象設備設置工事）

下記申請者の対象設備設置工事については、下記のとおり工事を行ったことを証明します。

年 月 日 工事施工者
 代 表 者 印
 所 在 地
 電 話

▲完了日以降であること

▲県内事業者であること。

申請者名		
対象設備の種類 ※対象設備ごとに作成してください。		
対象設備の設置住所		
工事期間	着工日	完了日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ※太陽光発電を設置し電力会社と太陽光発電の電力受給を行う場合は、電力受給を開始した日を工事完了日とする。
高効率給湯器設置の場合 ※交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれかを添付してください。	交換前の給湯器について（該当するものにチェック） メーカー名 _____ 型式 _____ <input type="checkbox"/> 電気温水器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 都市ガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> LPガス給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 石油給湯器（高効率給湯器でない） <input type="checkbox"/> 高効率給湯器（エネファーム） <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール） <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯器（エコウィル） <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 既設給湯器にエネファームを連結 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金における
交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、令和5年度淡海環境保全財団
スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記の理由をもって交
付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したので、令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

目的外使用（転用） 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分子定日

2 処分の理由

3 添付書類

しがCO₂ネットゼロムーブメント 賛同書

滋賀県では2050年CO₂排出量実質ゼロを目指し取組を進めています

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。



2018年10月に発表されたIPCC1.5°C特別報告書では、パリ協定の目標である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を2°Cよりリスクの低い1.5°C未満に抑える必要性が指摘されました。そのためには、人為的な温室効果ガス排出量を2050年前後に実質ゼロにする必要があります。

本県においても、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を守り、豪雨災害等に強い持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指して、県民、事業者、行政が一丸となって取組を開始しましょう。

私は、「しがCO₂ネットゼロムーブメント」の取組に賛同し、
行動することを宣言します。

(参加の意思を表すものとしてチェックしてください。)

賛同登録用QRコード



(県HPからも賛同できます)

<しがCO₂ネットゼロムーブメントの具体的な行動例>

- ①適正冷暖房の温度の設定・夏冬のエコスタイル ②節電、節水の励行 ③緑化の推進
- ④省エネ性能の高い機器や家電の選択 ⑤エコドライブの励行 ⑥プラスチックごみの削減
- ⑦自動車利用の抑制 ⑧3Rの取組 ⑨地産地消の取組 ⑩フードロスの削減 ⑪建物の断熱化の推進
- ⑫再エネの導入やエネルギーの効率的な利用 ⑬CO₂排出係数の低い電力会社の選択
- ⑭その他滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画に掲げる県民の取組例等

賛 同 日 付	年 月 日
お住まいの市町	市 ・ 町
お名前 またはニックネーム	<input type="checkbox"/> 県ホームページで公表してよい方は✓してください
メールアドレス (任意)	@ 温暖化対策に関する情報をお送りしてよい方は記入ください
年 齢	<input type="checkbox"/> 10代未満 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上

様式第8号（第6条（別紙1）関係）

太陽光発電設備調書

新設・既設それぞれのシステムについて、表を分けて記載すること。

（パワーコンディショナが複数台ある場合には、パワーコンディショナごとに表を分け、太陽電池モジュールの接続状況を記載ください。）

申請者氏名 _____

[新設 ・ 既設]

パワーコンディショナ1	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

[新設 ・ 既設]

パワーコンディショナ2	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

**びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届
（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）**

私は、滋賀県が実施する「滋賀県の家庭における太陽光発電設備、コージェネレーションシステム導入によるCO₂削減プロジェクト」の趣旨・目的に賛同し、「びわ湖カーボンクレジット倶楽部運営規約」および以下の事項を同意・確認のうえ、滋賀県が運営・管理する「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」への入会を申し込みます。

申込日	令和 年 月 日		
フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-メール			
同意・確認事項 (同意・確認をしてチェック ☑してください)	①スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金申請にかかる提出書類等に記載された個人情報、滋賀県が利用することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	②本入会届を提出した日の2年前の日以降に、太陽光発電設備またはコージェネレーションシステム（エネファーム）を住宅に設置し、発電された電力の全部または一部を自家消費しています。	<input type="checkbox"/>	
	③J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、滋賀県が使用することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	④J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、滋賀県が必要とする場合は提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	⑤太陽光発電設備またはコージェネレーションシステムを使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を滋賀県へ無償譲渡することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	⑥「びわ湖カーボンクレジット倶楽部」に登録する太陽光発電設備またはコージェネレーションシステムは、他の類似制度およびJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録していません。	<input type="checkbox"/>	
	⑦滋賀県から実績報告の要請があった場合は、右記手法で報告します。	郵送 <input type="checkbox"/>	FAX <input type="checkbox"/>

窓断熱設備調書

1. 窓断熱設備施工面積

番号	設置工法 (○を付けてください)	窓断熱設備の仕様 (内窓以外の工法の場合のみ、 下記「2.」および 「3.」から該当の番号を選択)	製造者	製品番号	1 枚あたりの 面積	枚数	同一仕様ごとの面積	
①	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡	
②	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡	
③	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡	
④	ガラス交換・窓（外窓）交換・内窓設置				㎡	枚	㎡	
							総面積	㎡

2. 主な窓断熱設備の仕様と熱貫流率

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/㎡K)	
			ガス（※1）	中空層の厚さ（mm）		
1	木製又はプラスチック製であるもの	2 枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7 以上	1.60	
2		低放射三層複層ガラス	されている	6 以上	1.70	
3			されていない	9 以上	1.70	
4		低放射複層ガラス		されている	12 以上	1.90
5				8 以上 12 未満	2.33	
6				4 以上 8 未満	2.91	
7				10 以上	2.33	
8			されていない	5 以上 10 未満	2.91	
9		遮熱複層ガラス／複層ガラス	—	10 以上	2.91	
10				6 以上 10 未満	3.49	
11			単板ガラス	—	—	6.51
12	木又はプラスチックと 金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16 以上	2.15	
13			8 以上 16 未満	2.33		
14			4 以上 8 未満	3.49		
15		遮熱複層ガラス／複層ガラス	されていない	10 以上	2.33	
16			5 以上 10 未満	3.49		
17			10 以上	3.49		
18		6 以上 10 未満	4.07			
19	金属製遮熱構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	8 以上	2.91	
20			4 以上 8 未満	3.49		
21			10 以上	2.91		
22		遮熱複層ガラス／複層ガラス	されていない	6 以上 10 未満	3.49	
23			10 以上	3.49		
24			6 以上 10 未満	4.07		
25	金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	8 以上	3.49	
26			4 以上 8 未満	4.07		
27		遮熱複層ガラス／複層ガラス	されていない	10 以上	3.49	
28			5 以上 10 未満	4.07		
29		単板ガラスを 2 枚組み合わせたもの（※2）	—	10 以上	4.07	
30				4 以上 10 未満	4.65	
31				(ガラスの内法間隔) 12 以上	4.07	
32				(ガラスの内法間隔) 6 以上 12 未満	4.65	
33		単板ガラス	—	—	6.51	

3. その他の窓断熱の仕様と熱貫流率

上記以外の仕様の場合、記入すること。併せて製品の仕様及び熱貫流率が証明できる書類を添付すること。

番号	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/㎡K)
			ガス（※1）の封入	中空層の厚さ（mm）	
34					
35					
36					
37					

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。

※2 「単板ガラスを 2 枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

訂正は、二重線見え消しでお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

窓開口部における熱貫流率の判断基準

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 (W/m ² K)
		ガス (※1) の封入	中空層の厚さ (mm)	
木製またはプラスチック製であるもの	2枚以上のガラスの表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス	されている	7以上	1.60
	低放射三層複層ガラス	されている	6以上	1.70
		されていない	9以上	1.70
	低放射複層ガラス	されている	12以上	1.90
			8以上12未満	2.33
		されていない	4以上8未満	2.91
			10以上	2.33
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	5以上10未満	2.91
			10以上	2.91
	単板ガラス	—	6以上10未満	3.49
—			6.51	
木またはプラスチックと金属の複合材料製であるもの	低放射複層ガラス	されている	16以上	2.15
			8以上16未満	2.33
		4以上8未満	3.49	
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	2.33
			5以上10未満	3.49
			6以上10未満	4.07
金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	2.91
			4以上8未満	3.49
		されていない	10以上	2.91
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	6以上10未満	3.49
			10以上	3.49
			6以上10未満	4.07
金属製であるもの	低放射複層ガラス	されている	8以上	3.49
			4以上8未満	4.07
		されていない	10以上	3.49
			5以上10未満	4.07
	遮熱複層ガラス/複層ガラス	—	10以上	4.07
			4以上10未満	4.65
	単板ガラスを2枚組み合わせたもの (※2)	—	(ガラスの内法間隔) 12以上	4.07
	単板ガラスを2枚組み合わせたもの (※2)	—	(ガラスの内法間隔) 6以上12未満	4.65
単板ガラス	—	—	6.51	

※1 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。

※2 「単板ガラスを2枚組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

